

PwC Tax Newsletter, Issue no. 3/2021

In this issue:

- デジタルサービスに課される VAT
- 2021 年 5 月から 8 月までの税務動向

デジタルサービスに課される VAT

前回発行の「PwC Tax Newsletter No.02/2021」でご案内した通り、デジタルサービス税法(2021 年(B.E. 2564)歳入法典を改正する法律第 53 号)が、2021 年 2 月 11 日に施行されました。

本法律に基づき、(a) 海外の電子的サービスプロバイダーおよび (b) 電子的プラットフォームの運営者は、非 VAT 登録者であるタイの顧客に提供したサービスから発生する収益に対して、付加価値税(以下、VAT)を支払うこととなります。VAT は、2021 年 9 月 1 日以降に収受した収益に対して課されることとなり、最初の申告期限は 2021 年 10 月 25 日です。

2021 年 7 月 7 日、歳入局は「タイ非居住者に該当する事業者が、タイの非 VAT 登録者に提供する電子的サービス

に関する VAT ガイド」の初版を発表しました。本ガイドラインは、デジタルサービス税法の適用に関するより詳細な説明と、非居住者のサービスプロバイダーが遵守すべき手続きを明確化する事を目的としています。

本ガイドラインは、下記リンクより歳入局の Website にて、ご確認いただけます。

<https://www.rd.go.th/fileadmin/download/eService.pdf>

歳入局は近頃、VAT for Electronic Service(VES) と呼ばれるデータベースも導入しました。これは、Simplified VAT System for E-Service (SVE) に代わるものです。

最近の進展により得られた重要事項を以下にまとめました。

トピック	重要事項
適用範囲	タイ非居住者の電子的サービスプロバイダーおよび電子的プラットフォーム運営者は、VAT 登録をしていないタイの顧客に電子的サービスを提供することにより、年間 180 万バーツ以上の収益を得る場合、VAT 登録を行い、VAT 申告書を提出の上、集計した Output tax (Input tax は控除しない)を納税することとなります。 上記納税者は、タックス・インボイスの発行および Input tax 報告書の作成は求められません。
主要項目	本ガイドラインでは、以下の項目につき詳細を説明しています。 <ul style="list-style-type: none">「電子的サービス」の定義 本ガイドラインでは、電子的サービスに含まれるサービス(モバイルアプリケーション、オンライン広告など)および含まれないサービス(通信サービス、送金サービス等)の例示リストを提供しています。

	<p>興味深いことに、事前に録画されたメディアを介する遠隔教育は電子的サービスとして扱われますが、ライブの教育コースは電子的サービスの定義から除外されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 「場所」の定義 サービスが、「タイで使用される」かどうかを決定する規則が明確化されました。顧客情報により、顧客がタイに所在することを示している場合、サービスはタイで使用されるものとして扱われます。非居住者であるサービスプロバイダーは、以下の顧客情報のいずれかに基づき、当該顧客の所在を決定するものとします。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 支払情報 (2) 居住情報 (3) アクセス情報 上記の情報に一貫性がない場合、納税者は顧客の所在地およびサービスの利用場所について、最低限 2 つの矛盾しない証拠を入手することが求められます。 • 顧客の VAT 登録状況の決定 既定方針として、非居住者の電子的サービスプロバイダーおよび電子的プラットフォームの運営者は、顧客を非 VAT 登録者として扱います（全員に VAT を課税する）。顧客より VAT 登録者情報が提供された場合、非居住者のサービスプロバイダーは、顧客の VAT 登録状況を完全に検証する必要はありません。ガイドラインでは、非居住者のサービスプロバイダーは、サービス受領者より提供された納税者番号を要求し、それに依拠することを示唆しています。 非居住者のサービスプロバイダーは、歳入局のウェブサイトの以下リンクにアクセスし、顧客の VAT 登録と納税者番号の有効性を確認することができます。 https://vsreg.rd.go.th/VATINFOWSWeb/jsp/V001.jsp • 電子的プラットフォームを通じたサービスの提供 電子的プラットフォーム運営者は、非居住者の電子的サービスプロバイダーが、以下のすべてのプロセスをプラットフォームを通じて行う場合、非居住者のサービスプロバイダーに代わり、VAT を支払うことになります。 <ul style="list-style-type: none"> (1) サービスのオファー (2) 支払の受領 (3) サービスの提供
VAT 登録	<p>本ガイドラインでは、VAT 登録日と手続に関し、より詳細が明らかにされました。非居住者のサービスプロバイダーまたは非居住者の電子的プラットフォーム運営者が、会計期間（法人の場合）または暦年（個人の場合）に、180 万バーツを超える収入を得た場合、当該収入が 180 万バーツを超えた日から 30 日以内に VAT 登録を行う必要があります。</p> <p>法人の場合、収益は 2021 年 9 月 1 日以降に終了する会計期間の初日から計算します。個人の場合、収益は 2021 年 1 月 1 日から計算します。仮に収益が 2021 年 9 月 1 日より前に 180 万バーツを超える場合には、2021 年 9 月 1 日までに VAT 登録を完了することが求められます。</p>

	<p>すべての登録書類は、歳入局ウェブサイトの以下リンクより、VESを通じて、歳入局に提出します。</p> <p>https://eservice.rd.go.th/rd-yes-web/landing</p>
VAT 課税点、 VAT 申告 および VAT 支払	<p>タイの顧客へ電子的サービスの提供に伴う VAT の課税は、サービス料金の全額および一部が支払われた時点で発生します。クレジットカードによる支払いの場合は、VAT の課税はクレジットカード使用の証明書が発行されたときに発生します。</p> <p>また、外貨をタイバーツに換算する際の為替レート、「P.P.30.9」と呼ばれるフォームによる VAT 申告、VAT の申告期限(すなわち、翌月の 23 日)、および VES を通じた VAT 支払い方法についての詳細情報が記載されています。</p>
Output Tax のリポート	本ガイドラインでは、VAT Output tax 報告書のサンプルを提示し、非居住者の VAT 事業者が最低 5 年間、この報告書を保管しなければならない事が規定されました。これはタイ国内のその他の VAT 事業者と同様の扱いでいます。
VAT 還付	本ガイドラインでは、VAT の過払いがあった場合、VAT 事業者が VAT の還付請求を行う権利がある事は明確化されました。VAT の還付手続きの詳細は明らかにされていません。
法令遵守 と執行	<p>歳入局の大規模法人調査部(LTO)は、非居住者の電子的サービスプロバイダーおよび電子プラットフォームの運営者の監督と調査を担当しています。</p> <p>非居住者の VAT 電子的サービスプロバイダーが法律を遵守しない場合、タイの VAT 事業者と同様に、民事および刑事罰の対象となります。</p>

本ガイドラインは、新しいデジタルサービス税法の適用について、より詳細な説明を提供をするものです。しかし、以下に述べる不明点が残されています。

- 本ガイドラインでは、一定の製品は「電子的サービス」とみなされないことが明確になりましたが、例えば、以下に述べる点については不明確です。
- デジタル・トーケン、暗号通貨 (インターネット回線を介して提供される無形資産) の譲渡は、電子サービスとみなされるのか、或いは「送金サービス」や「E バウチャーの送信」とみなされ除外されるのか。
- オンラインによる旅行代理店の活動は電子的サービスに含まれるのか。

- ガイドラインによれば、電子メールまたは SMS による電子バウチャーの顧客への提供は電子的サービスとはみなされません。これには電子的プラットフォーム運営者が、プラットフォームを介して売手の電子バウチャーを提供する取引も含まれるのか。

- 本ガイドラインでは、電子的プラットフォーム運営者が (非居住者の電子的サービスプロバイダーの代理として) VAT 納税義務を負う 3 つの基準のうちの 1 つである「サービスの提供」の明確な定義が示されていません。つまり、電子的プラットフォーム運営者がサービスプロバイダーとサービス受領者の市場としてのみ機能するが、サービス受領者がサービスプロバイダーから直接ソフトウェアおよびアプリをダウンロードで

きる場合、電子プラットフォーム運営者は、VATの納税義務を負うかどうか。

- 本ガイドラインでは、外貨をタイバーツに換算する方法が明確化されています。しかし、サービス費用が申請書にタイバーツで記載されている場合に、換算が必要かどうかが不明確です。
- 本ガイドラインでは、顧客情報に一貫性がない場合に、非居住者のサービスプロバイダーが顧客の所在地をどのように決定すべきかについて明確にされていません。例えば、1つの情報は顧客がタイに所在してい

ることを示しているが、他の2つの情報はそうではない場合です。

現在のガイドラインは、非居住者の電子的サービスプロバイダーや電子的プラットフォーム運営者が抱える疑問点のすべてを完全に網羅するものではないため、本年度に歳入局から発表される細則の詳細を待つ必要があります。

VAT登録やVAT申告サービスに関する支援が必要な場合、または本件についてより詳細な説明を希望される場合は、本ニュースレター末尾の担当者までお問い合わせください。

2021年5月から8月までの税務動向

デジタルサービスの付加価値税(VAT)に関する規定

- 付加価値税(VAT)の登録および変更

2021年8月16日から施行される付加価値税(以下、VAT)に関する歳入局長通達第241号が発効され、非居住者の電子的サービスプロバイダーおよび電子的プラットフォーム運営者のVAT登録および変更に関する基準ならびに条件が規定されました。

非居住者の電子的サービスプロバイダーおよび電子的プラットフォーム運営者は、歳入法典第82/13条第2項および第3項に基づき、タイ国内で非VAT登録者に提供する電子的サービスに対しVATを支払うことになります。これらの業者は、歳入局のウェブサイトを通じて、歳入局長が定める様式(P.P.01.9)を用いてVAT登録を行うことが求められます。

また、外務省または公証人および他の機関により6ヶ月以内に証明された、法人事業者の場合は法人証明書、

個人事業者の場合はパスポートまたは身分証明書の写しの英語の書類を、もし居住者証明書がある場合には併せて、提出が求められます。

上記の事業者は、VAT登録を申請した日からVAT登録者として承認されます。2021年9月1日までに申請した者は、その日より登録事業者となります。VAT登録事業者の認可リストは、歳入局のウェブサイトで発表されます。

VAT事業者の名称の変更、事業者のメールアドレスの変更、事業者のウェブサイトの変更、30日を超える期間の一時的な事業停止については、変更等が行われてから15日以内に、歳入局のウェブサイトを通じて、歳入局が定める様式(P.P.09.9)を用いて通知することが求められます。

- VAT報告書

2021年9月1日より、タイ国内で非VAT登録者に提供する電子的サービスに対

し、VATを支払うこととなる非居住者の電子的サービスプロバイダーおよび電子的プラットフォーム運営者は、VATに関する歳入局長通達第239号に添付されたフォーマットに記載された項目および内容に従い、取引の詳細を記載した

Output VAT報告書を作成することが求められます。

源泉徴収税率の軽減措置

2021年6月11日に官報に掲載された省令第373号、および2021年8月11日に公布された歳入局規則 Taw Paw 336/2564によって、E-withholding tax システムを利用して源泉徴収税を納付した場合の源泉徴収税の減額および減額する期間の延長が、以下のとおり認められました。

- 2020年10月1日から2022年12月31日までの間、以下の支払いに係る課税所得の源泉徴収税率を5%から2%に引下げます。

課税所得	支払者	受領者
歳入法典第 40 条(5)(Gor) に基づく資産の貸与 (国際貨物運送に適用される法律に基づく船舶の貸与を除く)	- 法人	- タイ国で事業活動を営む法人(財団および協会を除く) - 個人
コンテストや競技、抽選会等の活動において受賞した賞品	- 法人 - 個人	- タイ国で事業活動を営む法人(財団および協会を除く) - 個人
俳優への報酬	- 法人 - 個人	タイ国に住所を有する個人

- 法人の課税所得に係る源泉徴収税率の 3%から 2%への軽減は当初、2020 年 10 月 1 日から 2021 年 12 月 31 日までの期間でしたが、2022 年 12 月 31 日までに延長されます。

本減税措置における課税所得およびその受領者の内容については、以下を参照ください。

課税所得	受領者
歳入法典第 40 条(2)に基づく所得(請負やサービス提供による収入)	タイ国で事業活動を営む法人(財団および協会を除く)
歳入法典第 40 条(3)に基づくのれん、著作権その他の権利	タイ国で事業活動を営む法人(財団および協会を除く)
歳入法典第 40 条(6)に基づく所得(法律、医学、工学、建築、会計、美術等の自由専門業による所得)	<ul style="list-style-type: none"> - タイ国で事業活動を営む法人(財団および協会を除く) - タイ国居住者の個人
歳入法典第 40 条(7)および(8)に基づく、請負業務からの所得	<ul style="list-style-type: none"> - タイ国で事業活動を営む法人(財団および協会を除く) - 外国の法律の下で設立され、タイ国で恒久的施設を有して事業活動を営む法人 - 個人
歳入法典第 40 条(8)に基づく役務の提供による所得の内、俳優への報酬、広告料、損害保険料、輸送費を除くもの	<ul style="list-style-type: none"> - タイ国で事業活動を営む法人(財団および協会を除く) - 個人
販売促進を目的とした賞金、割引き、その他の特典	<ul style="list-style-type: none"> - タイ国で事業活動を営む法人(財団および協会を除く) - 個人

過去のタックスインサイトにてご案内済の税務ニュース

(過去のタックスインサイト <https://www.pwc.com/th/en/pwc-tax-legal-insights/2021.html>)

- 新型コロナウイルス感染拡大-オンラインによる法人所得税申告書および関連情報の申告期限延長
(Tax Insight No.13/2021)
- タイ税関が FTA 特恵関税の利用を注視
(Tax Insight No.14/2021)
- 新型コロナウイルス感染拡大オンラインによる申告納税期限の延長
(Tax Insight No.15/2021)
- 自主修正申告を行う企業に対する関税延滞税を 0.25%に削減
(Tax Insight No.16/2021)

- 各種税務上の追加費用控除
(Tax Insight No.17/2021)
- 新型コロナウィルス(COVID-19)感染拡大-2021年6月から8月までの雇用主および被保険者に対する社会保険保障基金の拠出率の引下げ
(Tax Insight No.18/2021)
- 自主修正申告を行う企業に対する関税延滞税の0.25%への減額が施行
(Tax Insight No.19/2021)
- 市場価格を下回る価格での取引に係る正当な理由
(Tax Insight No.20/2021)
- 源泉徴収税率の軽減措置
(Tax Insight No.21/2021)
- 新型コロナウィルス(COVID-19)感染拡大 -COVID-19関連の各種税務措置
(Tax Insight No. 22/2021)
- 関税に係る紛争申立て時の支払猶予に関する追加救済措置
(Tax Insight No. 23/2021)
- 資産保管(アセット・ウェアハウジング)プログラムに関連する税務上の優遇措置
(Tax Insight No.24/2021)

Contact us

Tax Mergers and Acquisitions

- Paul B.A. Stitt, Partner ext. 1119
- Vanida Vasuwanichchanchai, Partner ext. 1303
- Orawan Phanitpojjamarn, Associate Partner ext. 1017

Tax Reporting & Strategy

- Somsak Anakkasela, Partner ext. 1253
- Sudarat Isarakul, Partner ext. 1024
- Wutinon Trisrisak, Associate Partner ext. 1294

Indirect Tax Services

- Somsak Anakkasela, Partner ext. 1253
- Wutinon Trisrisak, Associate Partner ext. 1294

Financial Services

- Orawan Fongasira, Partner ext. 1302
- Nopajaree Wattananukit, Associate Partner ext. 1396

Legal Services/ BOI Services

- Somboon Weerawutiwong, Lead Partner ext. 1247
- Vunnipa Ruamrangsri, Partner ext. 1284

U.S. Tax Desk

- Vanida Vasuwanichchanchai, Partner ext. 1303

Global Mobility Services

- Jiraporn Chongkamanont, Partner ext. 1189

Tax Structuring

- Paul B.A. Stitt, Partner ext. 1119
- Vanida Vasuwanichchanchai, Partner ext. 1303
- Orawan Phanitpojjamarn, Associate Partner ext. 1017

Transfer Pricing

- Peerapat Poshyanonda, Partner ext. 1220
- Janaiporn Khantasomboon, Partner ext. 1437
- Niphan Srisukhumbowornchai, Partner ext. 1435
- Panachai Anontanut, Associate Partner ext. 1295

Business Process Outsourcing Services

- Somsak Anakkasela, Partner ext. 1253

Tax Dispute Resolution

- Niphan Srisukhumbowornchai, Partner ext. 1435
- Sudarat Isarakul, Partner ext. 1024

Japanese Business Desk

- Atsushi Uozumi, Partner ext. 1157
- Jun Takebe, Associate Partner ext. 1209

Chinese Tax Desk

- Vanida Vasuwanichchanchai, Partner ext. 1303

Customs & Trade

- Paul Sumner, Partner ext. 1305

- **Paul Stitt, Partner ext. 1119**
E-mail: paul.stitt@pwc.com

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers
(Tel) 0 2844 1000 / (Fax) 0 2286 2666

日本企業部 (Direct Telephone)

魚住 篤志 (0 2844 1157/Mobile:08 18220338)	atsushi.uozumi@pwc.com
武部 純 (0 2844 1209/Mobile:08 48747425)	jun.takebe@pwc.com
加藤 夏樹 (0 2844 1268/Mobile:06 5936 6202)	natsuki.k.kato@pwc.com
小島 大佑 (0 2844 1269/Mobile:08 45554601)	daisuke.k.kojima@pwc.com
名賀石 樹 (0 2844 1366/Mobile:09 2249 0014)	tatsuki.nakaishi@pwc.com
松永 大輔 (0 2844 1276/Mobile: 06 14025042)	daisuke.m.matsunaga@pwc.com
木村 洋平 (0 2844 1275/Mobile: 06 55044572)	yohei.a.kimura@pwc.com
原 亜記子 (0 2844 2125/Mobile: 08 02739102)	akiko.hara@pwc.com
川又 麻美 (0 2844 1321)	asami.kawamata@pwc.com

* この日本語版レポートは日系企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は英語版を優先します。また、タイ国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がありましたら、弊事務所(電話番号 : (662) 844-1000)までお問い合わせ下さい。